

求職者支援訓練



雇用保険を受給できない求職者を対象とした職業訓練の受講者を募集します。一定の要件を満たす受講者には、職業訓練受講給付金が支給されます。

【パソコン入門科（短時間）】

▼とき 2月20日(火)～5月17日(金)

▼ところ JMTC 弘前教室（御幸町）

▼受講料 無料（テキスト代などは自己負担）

▼申し込み方法 1月25日(木)までに弘前公共職業安定所（南富田町）で受講手続きの上、訓練施設に申込書の提出を。

☎弘前公共職業安定所（☎ 38-8609、音声案内42#）

令和6年度障害者職業訓練校訓練生募集

▼願書受け付け 1月4日(木)～2月1日(木)、弘前公共職業安定所（南富田町）で受け付け

▼募集科と定員 デジタルデザイン科、OA事務科（知的障がいのない人が対象）＝各15人／作業実務科（知的障がいのある人が対象）＝10人

▼訓練期間 4月～翌年3月（1年間）

▼対象 障がい安定し、体力的・精神的に1年間の訓練に耐

えられ、就職を希望する人で、集団生活に支障がなく、職業的自立が見込まれる人

▼試験日 2月8日(木)

▼合格発表 2月15日(木)

☎障害者職業訓練校訓練課（緑ヶ丘1丁目、☎ 36-6882、F 36-7255、E shokunko@pref.aomori.lg.jp）

行政書士による無料相談会

相続、遺言、成年後見、各種契約書の作成、各種許認可などの相談に応じます。

▼とき 1月16日(火)、午後1時30分～3時30分

▼ところ ヒロロ（駅前町）3階多世代交流室2

※事前予約は不要です。

☎青森県行政書士会中弘支部（☎ 29-2262）

令和6・7年度 国有林モニターを募集



市民の皆さんの声を国有林野の管理経営に役立てていくため、モニターを募集しています。

▼募集期限 2月16日（金・必着）

▼内容 アンケートへの回答、現地見学会や国有林モニター会議への出席など

▼募集人員 48人程度

▼任期 令和6年4月1日から2年間

詳細は東北森林管理局ホームページ（QRコード）で確認するか、お問い合わせください。



☎農村整備課林務係（☎ 40-2015）／東北森林管理局企画調整課国有林モニター担当（☎ 018-836-2228、E t_kika ku@maff.go.jp）

あおり省エネ家電 買替え応援キャンペーン



県では、エネルギー価格の高騰等で影響を受けている県民生活を支援するため、「あおり省エネ家電買替え応援キャンペーン」を実施しています。

キャンペーン参加店で、家庭での消費電力が大きいエアコン、冷蔵庫、テレビ、照明器具のうち、一定基準を満たした製品に買い替えた人に、最大6万円分の商品券・キャッシュレスポイント等を進呈します。

▼購入・設置対象期間 令和5年8月10日～令和6年2月10日

▼申請期限 2月20日(火)

※予算に達し次第終了。

対象製品の基準や申請方法等の詳細は、キャンペーン専用ウェブサイト（QRコード）で確認。



☎キャンペーン事務局（☎ 017-752-9560、E info@kaden-aomori.jp）

大韓航空青森・ソウル線 運航再開



3年10カ月ぶりの運航再開です。直行便で行きやすくなった韓国で、グルメや観光など満喫してはいかがでしょうか。

仁川国際空港は世界各地への路線を持つ拠点空港です。韓国をはじめ世界各地への旅行などにご利用ください。

▼運航開始日 1月20日(土)

▼運航ダイヤ 週3便（火・木・土曜日）運航

	出発時刻	到着時刻
仁川 → 青森	10:30	12:50
青森 → 仁川	13:55	16:55

▼運航機材 B737-8（146席）

県庁ホームページ「青森・ソウル線関連情報」（QRコード）もお見逃しなく。

☎県交通政策課（☎ 017-734-9153）



110番は緊急電話 相談は#9110

☎弘前警察署（☎ 32-0111）



警察では、毎年1月10日を「110番の日」としています。110番にかけると、県警察本部通信指令課の警察官が次のことを大事なことから順番に聞き取りします。焦らず、冷静に答えてください。

- ①何があったのか
…交通事故なのか、事件なのか
- ②どこで起きたのか
- ③いつ発生したのか
- ④犯人は…人相や服装、車のナンバー、逃げた方向など
- ⑤どんな状況か
…被害やけがの有無、救急車が必要か
- ⑥通報者の名前・電話番号

弘前市と近隣市町村（※）の 110番件数

（※）板柳町、藤崎町、西目屋村

令和4年の件数は約7,500件で、うち約1,300件は「問い合わせ」や「相談窓口確認」のほか、「いたずら電話」、「間違い電話」、「無言電話」などの不要・不急のものでした。急を要しない相談等の110番は、急用、緊急、避難事故の対応を遅らせる原因になりますので、いたずら電話は絶対にしないでください。

緊急性のない相談や問い合わせ、警察への意見・要望などは、警察安全相談電話（#9110）や最寄りの警察署、交番などへお願いします。